

平成 26 年第 24 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第24回教育委員会会議

1 日 時 平成26年10月24日（金） 14時30分～15時30分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
生涯学習推進課長	田 中	祥 之
推進担当係長	那須野	祐 一
生涯学習係員	入 江	亜 紀
学校教育部長	大 友	裕 之
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学事係員	水 津	麻衣子
教職員担当部長	引 地	秀 美
教職員課長	油 屋	誠
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	太 田	純
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	石 川	亜 樹

4 傍聴者 1 名

5 議 題

議案第1号 就学援助審議会の答申内容等について

議案第2号 公の施設の指定管理者の指定の件(札幌市民ホール)に係る意見
について

議案第3号 教職員に対する懲戒処分について

議案第4号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山中委員長 それでは、ただいまから、平成26年第24回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、臼井博委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日の会議について、池田光司委員と池田官司委員から、所用により会議を欠席される旨のご連絡がありました。

それから、本日の議案第2号については、市長への意見の申し出に関する事項、議案第3号及び議案第4号については、職員の人事に関する事項ですので、教育委員会会議規則第14条第4号及び第2号の規定により公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号から第4号については、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 就学援助審議会の答申内容等について

○山中委員長 まず、議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 1 号 就学援助審議会答申内容について説明いたします。

就学援助審議会への諮問事項については、平成26年 5 月29日開催の委員会会議でご審議いただき、6 月16日に諮問いたしました。

審議会では、5 回にわたる審議を経て、10月 9 日に答申されたので、その概要について報告させていただきます。

諮問事項は、生活保護基準改定を受けての就学援助認定基準額の設定について、特別支援学級等在籍者の目安額の是非について及び支給費目の追加についての 3 点です。

まずは、諮問事項について簡単に説明させていただきます。

就学援助認定基準額は、生活保護基準をもとに算定されていますが、生活保護基準の切り下げが実施されたことに伴い、平成27年度から、これらの認定基準額にも影響が出ることとなります。

しかしながら、国は、生活保護基準の見直しにより、極力、他制度に影響が及ばないようにするとの方針を定め、各市町村に対し、各市町村が実施している事業については、国の方針の趣旨を理解し、影響の出ないように適切に配慮し、判断するよう求めています。

このため、就学援助認定基準額の設定方法及び特別支援学級等在籍者の目安額のあり方について諮問いたしました。

また、資料 2 の就学援助のお知らせの裏面にある援助の種類もご意見を賜りたく、あわせて諮問したものです。

次に、これらの諮問事項に対する答案内容について説明いたします。

資料 3 の就学援助審議会答申概略をご覧ください。

答申をいただいた内容については、平成27年度から実施すべき事項として 3 点、今後、継続して検討すべき事項として 1 点あります。

まず、1 点目です。

生活保護基準の切り下げにより、就学援助認定基準額に影響が出る問題については、その影響が大きく、現在認定されている世帯の相当数が否認定となることが予想されるため、その影響は極力少なくなるよう配慮すべきである。

このことから、二、三年の間は、生活保護基準に連動させず、平成26年度の認定基準額を使用し、その後、経済状況等を確認し、見直しを行うことが望ましいとの答申をいただきました。

2点目は、特別限度額の設定についてです。

特別限度額は、持ち家または自家用車所有世帯に適用される基準ですが、自家用車については広く普及しているものであり、資産の所有やぜいたく品として考えるものではないと思われる。このことから、自家用車所有世帯については、特別限度額の適用を除外することが望ましいとの答申をいただきました。

三つ目は、特別支援学級等在籍者の目安額についてです。

資料1をご覧ください。

この基準は、ご覧いただいてもおわかりになると思いますが、一般限度額、特別限度額と比べると大幅に緩やかに設定されています。

これは、設定当時、障がいのある児童生徒がいる世帯では、一般世帯に比べて支出が多くなると想定されたことから、就学援助の認定基準額を緩やかに設定していたものです。

しかしながら、現在は、障がい福祉サービスが過去と比べ充実しており、また、就学援助で配慮すべき教材費等については、障がいのない児童生徒とおおむね変わらないことから、大きな差を設ける理由を見出すことは難しく、廃止することが望ましいとの答申をいただきました。

次に、資料3の答申概略です。

2の今後の検討課題として、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などの支給費目の追加については、今回、札幌市の財政状況を考慮し、追加は見送られましたが、今後、支給に向けて検討を行うようにとのご意見をいただきました。

この答申を受け、事務局内で検討の結果、答申内容に沿って就学援助を実施してまいりたいと考えています。

具体的には、資料4をご覧ください。

(1)の就学援助認定基準額の設定についてですが、現行では、前年度4月1日の生活保護基準をもとに設定していましたが、生活保護基準の切り下げの影響を極力受けないようにするため、平成27年度から3年程度は平成26年度の限度額を使用してまいりたいと思います。

次に、(2)の特別限度額の適用についてですが、現行では、持ち家または自家用車所有の場合に適用していましたが、自家用車の所有者については、一般限度額を適用いたします。

なお、持ち家の場合の特別限度額の適用については現行どおりとしますが、適用について、今後、検討してまいりたいと考えています。

次に、(3)の特別支援学級等在籍者の目安額についてですが、学校で必要な教材費等については通常学級の障がいのない児童生徒とおおむね変わらないことから廃止いたします。

最後に、(4)の支給費目の追加については、札幌市の財政状況や他都市の

状況等を考慮しながら、今後、支給に向けた検討を行ってまいりたいと思います。

私からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

自家用車基準の関係は、自家用車の財産的価値が物によっては随分違うのですが、その辺は全く考慮しないということですか。

○教育推進課長 現在では、中古車の軽自動車から高級車まで一律として財産的価値を見出して、通常の基本額よりもきつい金額を適用していますが、それについて、今回、見直しをされるという中で、高級車を所有している方についても、基本的には就学援助を受ける方ではないということもあろうかと思ひまして、その辺は余り議論になりませんでした。一般的に、保育園の送り迎えとか、買い物とか、通常必要なものであるもので、それについては特に持ち家と同じような形で考慮すべきではないのではないかという答申をいただいていますので、廃止という形で答申をいただきました。

○山中委員長 一時期、ニュースなどにも出たことがありますが、高級車を持っていて生活保護を受けているというようなケースがあったように思います。単純に、車は生活必需品だからということでよいのかというのは大きな問題ではないかと思ひます。

ただ、現実に統計をとったら、この程度の乗用車であった、だから、そうであれば、特殊な場合を除き、通常は自家用車を持っているからといって除外することはないということなら、それはそれでよいと思ひますが、そういう実態をきちんと把握せず、議論もしないで決めてよいのかは少し疑問に思ひます。

○教育推進課長 現在の就学援助の認定に当たりましては、所得だけを見ていて、そのほかの預貯金や貴金属といった財産については、車も家も含めてどのような価値があるのかということまで調査して認定していません。今後、車についてはどのぐらいの価値があるのかというようなことを判断することになれば、かなりの事務量の膨大が予想されますので、基本的には厳しくなると思ひます。

○阿部委員 学用品費ですが、この金額は何を根拠に算出されているのかということと、1年生と1年生以外で、1年生以外のほうが金額が高くなるのはど

ういった理由なのですか。

○学事係長 まず、単価ですが、この制度は、準要保護の世帯ということで、生活保護を受けていないで生活保護を受けている方と同じくらいの世帯ということですが、生活保護を受けている世帯と同様な要保護世帯というものがあります。その世帯に対しては、今、国の補助金を持ってしまして、それがこの単価となり、札幌市の場合はその単価を準用して決めています。

○学事係員 学年によっての違いについてですが、1年生以外には学用品費等の中に宿泊を伴わない校外活動の分の費用が入っておりまして、周知文に記載している宿泊校外活動費については、宿泊を伴う校外活動を想定しておりまして、その場合は、宿泊料は補助の対象にならず、交通費と見学料のみが補助の対象となっています。なので、1年生以外は学用品費等の中に宿泊を伴わない校外活動についてプラスしている形になりますので、金額の違いが出ております。

○山中委員長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 なければ、ご提案のとおり、資料4に掲げてある平成27年度からの運用方針のような内容で決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように決定いたします。

なお、一言、要望しておきます。

基本的に、適用除外とか、先ほどの車などの場合、適用を除外するというのは、それはそれでよいのですが、時に、例外のような非常に極端な、ニュースなどで問題になる事案が生ずることがあります。そういった事案が起きないようにするためには、特に、高級外車などを持っていてガソリン代がすごくかかる場合もあるわけです。ですから、原則として適用を除外するというような定め方もあり得るのではないかと思います。そういう非常に例外的なものを時には排除できるようなことは、今後、考えていったほうがよいかなという気がしていますので、要望しておきます。

それでは、議案第1号は以上で終わります。

議案第２号からは公開しない議案ですので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

以下 非公開